千葉県弁護士会紛争解決支援センター
申立手続説明書【申立人様向け】

〒２６０－００１３
千葉市中央区中央４丁目１３番９号
千葉県県弁護士会館内
千葉県弁護士会紛争解決支援センター
TEL　０４３－２２７－８４３１
FAX　０４３－２２５－４８６０

当センターをご利用下さいまして，誠にありがとうございます。
本説明書では，当センターの紛争解決支援手続のご利用をお考えの皆様に，申立てに必要な手続の流れをご説明いたします。

①まず，弁護士による法律相談（面談相談）をお受け下さい。

当センターを利用する場合には，申立て（利用申請）の前に，必ず，千葉県弁護士会所属の弁護士による**法律相談（面談相談）**を受ける必要があります。
弁護士の知り合いがいない，弁護士の相談先が分からない等の場合は，千葉県弁護士会（当センターの電話番号・住所と同じです）にお問合せいただき，弁護士会がおこなう法律相談を受けて下さい。

※弁護士が代理人に就かない場合（ご本人申立の場合）

②相談した弁護士から「ＡＤＲ紹介状」をお受け取り下さい

上記のとおり，当センターに申立てをするには，事前に弁護士による法律相談を受ける必要があります。
そして，法律相談を受けた際，その場で，弁護士から「ＡＤＲ紹介状」をお受け取り下さい。

③重要事項説明書に署名・押印して下さい

封筒に「重要事項説明書」が同封されています。当センターをご利用いただく前提として，ご理解いただきたい事項をまとめています。
お手数ですが，「重要事項説明書」をすべてお読みいただき，その末尾に署名・押印し，申立書とともにご提出下さい。

20210701 版

④申立書の作成

同封の「和解あっせん申立書」に必要事項を記入して下さい。記入例を同封していますので，ご参考下さい。

なお，申立書の書式は，当センターのホームページからダウンロードすることもできます。

⑤申立書類の提出

以下の書類を揃えて，千葉県弁護士会紛争解決支援センター宛てにご提出（郵送可）下さい。原本提出とある書類については、原本をご提出ください。

なお、**センターに提出された書類は，一切返還できません。**原本提出とある書類は、必ずお手元にコピー（控え）を残していただき、反対に、証拠等のその他の資料はコピーをご提出いただき、原本はお手元に残してください。

ア　**申立書（相手方の人数＋２通）**　原本提出
（封筒に同封されていますので，必要事項をご記入のうえご提出下さい。）

イ　**ＡＤＲ紹介状**　法律相談の弁護士から受け取って下さい）

ウ　**重要事項説明書**　原本提出（封筒に同封されています。書面末尾に申立人の署名押印が必要です。）

エ　**参考事項照会書**　（封筒に同封されていますので、必要事項をご記入のうえご提出ください。）

オ　**証拠書類の写し（相手方の人数＋２通）**（あるもの全て）

カ　**資格証明書**　原本提出（たとえば，当事者（申立人または相手方）が法人の場合には代表者事項証明書（法務局で取得できます），未成年者で法定代理人として親権者がつく場合には戸籍謄本（市町村役場等で取得できます）が必要になります。当事者が法人，法定代理人等の場合のみ必要になります。）

※弁護士が申立代理人に就任する場合は，弁護士の指示に従い申立手続をおこなってください。

以上，宜しくお願い申し上げます。

なお，上記の手続にご不明な点，ご質問等がある場合は，当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。